

第 1 1 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和6年5月10日（金）午前9時 開会								
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室								
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者								
		1番	米廣 勝	出	2番	野見幸雄	出	3番	松原利志	欠
		4番	米原章太郎	出	5番	山本雅之	出	6番	本田 博	出
		7番	村岡幸枝	出					出席	6人
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者								
		吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出			
		井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人				
4	欠席委員	3番 松原利志 委員								
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 主事 福松勇希								
6	議事録署名委員	4番 米原章太郎 委員 6番 本田 博 委員								
7	議事内容等	(1) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請書について (2) 議案第30号 農用地利用集積計画（利用権設定）について (3) 議案第31号 農用地利用集積等促進計画案について (4) 議案第32号 非農地と判断した土地について (5) 議案第33号 非農地証明申請書について（本泉）								
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について (3) 農地の利用目的等変更通知書について								
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和6年6月総会 6月10日（月）午前9時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他 農業者年金の加入推進について								
11	閉会	午前10時00分								

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 11 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、おはようございます。 先日のボランティア作業について大変お世話になりました。おかげさまで現場はきれいになり、地区からも感謝の言葉をいただいております。ありがとうございました。 さて、いよいよ農繁期に入りまして、この時期はよく事故が起こります。周りの方に注意を呼び掛けていただきますようお願いいたします。最近天気が悪くて雨がよう降って田んぼに入れないので焦って作業をしてということもあろうかと思います。ぜひ気をつけて見ていただければと思います。 それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、6 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、4 番 米原章太郎 委員、6 番 本田 博 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（大瀬）	
議長	「議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（大瀬）」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは、「議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（大瀬）」を説明させていただきます。 議案書の 1 ページを開いていただきたいと思います。

	【議案書の朗読、資料の説明】 案件は、大瀬地内の畑でございます。 本案件につきましては、申請農地は、以前から遠方に在住の譲渡人にかわり、譲受人が父とともに管理耕作していたものです。今回譲受人への贈与の話がまとまり、本申請に至ったものでございます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（大瀬）について、ご意見、ご質問はありませんか。
	【異議なしの声】
議長	ご意見はありませんか。 無いようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（大瀬）について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 《議長》 それでは、議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（大瀬）は承認されました。
(2) 議案第 30 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について	
議長	「議案第 30 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 30 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を説明させていただきます。 議案書の 18 ページを開いていただきたいと思います。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】

	諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 30 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 30 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 30 号 農用地利用集積計画（利用権設定）については、承認されました。
(3)議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の 24 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】

	諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 3 1 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 3 1 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 3 1 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
(4) 議案第 3 2 号 非農地と判断した土地について	
議長	「議案第 3 2 号「非農地と判断した農地について」を議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 3 2 号「非農地と判断した農地について」を説明させていただきます。 議案書の 3 1 ページを開いていただきたいと思います。 本年 3 月の第 9 回農業委員会において承認を得ました「非農地と判断した土地について」、土地所有者に非農地通知を送付しましたところ、別紙の土地について、異議等の申し立てがありましたので、その異議を受けることとし、非農地と判断した土地の取り消し及び非農地と判断した土地の地目の変更を行うことについて、本委員会の承認を求めるものでございます。

	取消す土地の一覧表は次頁に表示しております。また。今回の非農地判断の農地として地方税法に基づく事務を進める土地の一覧表をその次のページに表示しておりますので、併せてご確認いただければと思います。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	事務局の説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
2 番農業委員	山林や原野として判断したものを、個人が作ると言えば農地に戻すのか。
事務局	非農地判断をして非農地通知書を送付し、所有者から耕作の意志表示がありましたので、今後農地としての利用の見込みがあるとして、非農地の判断を取り消すものです。
議長	その他、何かご質問、ご意見はありませんか。 【「なし」の声、多数あり】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 3 2 号について承認される方は挙手をお願いします。 【7 人の委員の挙手を確認】 それでは、議案第 3 2 号は、承認されました。
(5) 議案第 3 3 号 非農地証明申請書について (本泉)	
議長	「議案第 3 3 号 非農地証明申請書について (本泉)」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは「議案第 3 3 号 非農地証明申請書について (本泉)」を説明させていただきます。 議案書の 3 7 ページを開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読】 本申請について説明させていただきます。 申請の農地は、平成 1 4 年頃に土が入れられ雑種地の状態となって、現在にいたっているものでございます。 現地確認は事務局の方で行いましたが、現在資財置き場となっていることを確認したところです。 非農地証明の対象とする条件としましては、現地確認を行った結果、④の「人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に 2 0 年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる」ものに該当すると判断したところでありまして、非農地証明の判断は「非農地」としております。

	以上、議案第 3 3 号 非農地証明申請書について（本泉）の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。 ご意見などありませんか。 【意見無の声】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、議案第 3 3 号について、非農地とすることを承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 《議長》 それでは、議案第 3 3 号非農地証明申請書について（本泉）は承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、引き続き、第 6 の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告（1）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につきましては、6 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告（2）の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、鳥取県などが発注する災害復旧工事にかかる農地の一時転用について報告を受けたものでございます。一時転用の箇所は下谷地内、柿谷地内の 2 か所です。 報告（3）の農地の利用目的等変更通知書につきましては、農地の利用目的の変更を行うものです。現在田として耕作しているものを畑とするものです。現地につきましては三朝地区の農業委員さんとともに確認をしております。 報告事項は以上でございます。 よろしくお願いいたします。
議長	続いて、第 7 のその他に入ります。 (1) 令和 6 年 6 月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 6 月 10 日（月）午前 9 時からの開会を予定します。 会場は、第 2 会議室です

	(2) その他 農業者年金の加入推進について
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前10時00分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月10日

議 長

(記名)

議事録署名委員

4 番 農業委員

(記名)

6 番 農業委員

(記名)